



六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）

に関する変更協定書



六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と秋保ヴィレッジ株式会社（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、平成 25 年 3 月 29 日に締結した六次産業化促進事業に関する協定書（以下「協定」という。）のうち、事業計画を変更することについて、甲と乙の間で、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 7 月 10 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市

代表者 市長 郡 和 子



乙 仙台市青葉区大町二丁目 7 番 23 号

秋保ヴィレッジ株式会社

代表取締役 今野 克



